

# Do KAWASAKI 規約

- 第1条 [名称]  
本施設は Do KAWASAKI という。
- 第2条 [位置]  
川崎市宮前区犬蔵1-11-50に置く。
- 第3条 [目的]  
本施設の目的は本施設の会員が本施設を利用することにより会員各自の健全な心身の育成を図ると共に会員相互の親睦を図ることを目的とし、ひいては地域社会での健康増進の普及・高揚に貢献することを目的とする。
- 第4条 [運営]  
本施設は株式会社カワサキスポーツサービスがその運営・管理を行う。
- 第5条 [入会資格]  
(1) 本施設に入会できる者は本施設の主旨に賛同した方とする。  
(2) 下記の各号に該当する者は本施設に入会することができない。  
①医師に運動を禁止されている方。  
②入れ墨(刺青)をされている方。  
③本施設が会員として不適切と判断した方。
- 第6条 [運動制限]  
下記に該当する方は運動および入浴を禁止します。  
①医師に運動を止められている  
②飲酒 ③睡眠不足 ④発熱 ⑤空腹時・満腹時
- 第7条 [施設利用日時]  
(1) 本施設は年間を通して在籍できる。  
(2) 会員は自身で選択したコースに定められた曜日時間に指導を受けることができる。
- 第8条 [休講日]  
本施設の休講日は定期休館日とする。但し会場整備やその他のやむを得ない理由が発生した場合に限り指導を中止または変更することがある。この場合は前もって会員に通告すると同時に施設内に掲示する。
- 第9条 [指導内容]  
職員一同、会員の皆様が安全に楽しく効果的な運動ができるように心がける。
- 第10条 [入会手続き]  
入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、自ら真実を記載した健康調査書、入会金、月会費と共に提出する。尚、健康調査書に偽りを記載した事が判明した場合は、即時除名とし、入会金、月会費等の返金はしない。
- 第11条 [休会・退会]  
(1) 休会(各月1日から末日まで続けて休む場合)しようとする方は、休会する月の営業開始日より7日までに休会届に必要事項を記入の上、休会月会費を添えて提出しなければならない。  
(2) 退会したい方は、退会届に必要事項を記入の上、会員証を添えて退会希望月の末日までに施設に提出しなければならない。  
(3) 休会・退会共に無届の場合はこれを認めない。
- 第12条 [会費等]  
(1) 会費は別に定めるところに従い、入会の際に入会金、コース別月会費の2ヶ月分を納入しなければならない。  
(2) 月会費の納入はゆうちょ銀行もしくは他の金融機関の自動振替とする。

- 第13条 [会費の不返還]  
一旦納入した入会金及び月会費等は理由の如何を問わず返金しない。
- 第14条 [会費等の滞納]  
会員の事前の承認手続きをとる場合の他、正当な理由がなく会費等の納入を3ヶ月滞納した場合は施設利用及び運動指導を停止され同時に会員としての資格を失う。
- 第15条 [会員のモラル]  
会員は以下のことを厳守しなければならない。  
(1) 本施設の秩序を守り、施設の目的に沿う様努力すること。  
(2) 他の方に迷惑にならないように心がけること。  
(3) 施設内では施設職員の指示に従うこと。
- 第16条 [除名]  
本規約に違反する等本会員としてふさわしくないと認められる者に対して除名することがある。
- 第17条 [施設内の管理]  
会員は施設内において場内管理規定に従うこと。会員が前項の管理規定に従わないために起きた練習中の事故、盗難については本施設は損害賠償の一切を負わないものとする。ただし、本施設の場内管理に過失があったと認められた場合に限り本施設が加入する保険会社の賠償責任保険普通保険約款の定めによりその責に任ずる。
- 第18条 [自己障害等の責任]  
(1) 施設利用時に会員及び会員相互又はそのどちらかが一方の不注意により生じた障害等については本施設はその責任を一切負わないものとする。  
(2) 会員が施設内の器物等を紛失、破壊した場合は会員の負担で弁償する。  
(3) 会員が施設職員の指示に厳密に従い定められた練習時間時間中に身体上の障害を受けたときは本施設が加入する保険会社の賠償責任保険普通保険約款の定めにより損害賠償の責に任ずる。
- 第19条 [条約の改正]  
本規約は運営委員会の承認を経て改正することができる。
- 第20条 [発行]  
本規約は、平成28年11月7日より発行する。